

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（投資運用業に関する禁止行為）</p> <p>第三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 自己の監査役（監査等委員会設置会社にあつては会社法第三十八條第二項に規定する監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百條第四項に規定する監査委員。第三十四條第一項第六号イにおいて同じ。）、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百二十八條各号に掲げる行為を除く。）。</p> <p>二 十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> | <p>（投資運用業に関する禁止行為）</p> <p>第三十条 法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 自己の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百條第四項に規定する監査委員。第三十四條第一項第六号イにおいて同じ。）、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百二十八條各号に掲げる行為を除く。）。</p> <p>二 十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> |